

[研究ノート]

税理士による「租税教室」

——本学における実施状況を踏まえて——

浪花健三 *Kenzo NANIWA*

Abstract

In the current ZEIRISHI law, the revision of 2014 included ‘Promotion of approach to tax education’. In the first semester of 2016, Sugiyama Jogakuen University conducted “tax education (15 times in total)” for 2nd, 3rd and 4th year students in cooperation with the Nagoya ZEIRISHI Association. In this paper, I will consider ‘tax education’ conducted by ZEIRISHI based on the experience.

キーワード：□税理士 □税理士法 □租税教育

はじめに

税理士は、我が国唯一の国家資格制度に基づく税務に関する職業専門家である。当該制度の根拠法である税理士法は、昭和26年議員提案として第10回国会衆議院に提案され、若干の修正後、昭和26年法律第237号として公布された。その後、税理士法についての改定が5回行われた¹⁾。各回の改定には、それぞれ重要な変更点が存在する。現行税理士法（平成26年度改定第5次税理士法）では、公認会計士に係る資格付与の見直し等の重要な改定と併せて「租税教育への取組の推進」が盛り込まれた²⁾。

本学では、平成28年度前期に2, 3, 4年生を対象として、名古屋税理士会のご協力を得て「租税教室（全15回）」を実施した³⁾。本稿は、その実施を踏まえて、税理士が行う「租税教室（租税教育）」⁴⁾について考察するものである。

- 1) 第4次税理士法改正までの概要については、拙稿「税理士法の課題—『税理士法改正に関する意見（案）一』を踏まえて」（税法学566号295頁）。
- 2) 第5次税理士法改定は、税理士会が要望していた「税理士資格の取得」に係る内容とは大きく異なるものであった。当該「要望」については、拙稿「税理士法の課題」前掲（注1）を参照。
- 3) 平成28年3月3日、名古屋税理士会と椋山女学園大学が「租税教育講座の開講に関する覚書」を締結した（<http://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/news/detail/post-50.html> 参照：最終閲覧日平成28年12月20日）。
- 4) 日税連は「租税教育」という文言をしている。しかし、筆者はその態様から、あえて「租税教室」という用語を使用した。

1 税理士制度制定の概観

日本の税理士制度が法制度として確立したのは、日本が太平洋戦争に突入した昭和16年の翌年、昭和17年の「税務代理士法」(昭和17年2月23日法律第46号)制定時といえる⁵⁾。そして、当該制定の背景は、膨大な戦費調達のため大增税と税制の複雑化の中、税務行政を適正かつ円滑に運営する必要性が存在したことである。その役目を果たすべく税務に関する職業専門家として税務代理士が誕生したのである。この背景は、当該職業専門家のその後の発展に大きな影響を及ぼすことになる。

この「税務代理士法」の特徴は、①税務代理士業務を行うことができる者を税務代理士に限定、②その資質の向上を図り、税務代理業の公正を期するために資格を限定、③税務代理士になるには大蔵大臣の許可が必要、④税務代理の資質を向上させるための税務代理士に対する多くの取締監督規定の存在、⑤税務代理士は、財務局の管轄区域ごとに大蔵大臣の許可により税務代理士会を設立させた、等である⁶⁾。

このように「税務代理士法」は、官僚統制がきわめて強く、当該法律は税務代理士に対する取締り立法としての性格を多分に有していた⁷⁾。

その後、昭和22年に直税3法(所得税法・法人税法・相続税法)に申告納税制度が導入され⁸⁾、それにともない、税務代理のあり方についても問題が生じてきていた。昭和24年にアメリカのシャープ税制使節団(以下、「使節団」という)が来日し、適正な記帳を基礎とした所得課税を推進するため、所得税、法人税につき青色申告制度を導入、従来の税務代理士制度についても検討を加え、政府に対し勧告を行った。いわゆる第1次シャープ勧告である⁹⁾。

5) 日本税理士会連合会は、この2月23日を税理士記念日として定めている(日税連 HP http://www.nichizeiren.or.jp/cpta/system/history_memorial/, 最終閲覧日平成28年8月4日)。

6) 「税務代理士法」は、その前身ともいえる「大阪税務代弁者取締規則」(明治45年府令第45号)や「京都税務代弁者取締規則」(昭和11年府令第13号)の性格を引き継ぐものである(日本税理士会連合会編纂『税理士制度沿革史』12頁(日本税理士会連合会事業本部、増補改訂版、昭和62年))。

7) 北野弘久『税法学原理』443頁(青林書院、第5版、平成15年)。

8) 碓井光明教授は「申告納税制度は、昭和20年の臨時租税措置法の改正により一定の法人について採用された後、昭和22年の税制改正により、一般化されたものである」と述べられ、日本における最初の申告納税制度採用を昭和21年とされている(碓井光明「申告納税制度と推計課税」税経通信138巻3号26頁)。

金子宏教授は、「申告納税制度は、一方で民主的納税思想に適合し、他方で租税の能率的徴収の要請に合致するため、わが国でも、第二次大戦後従来の賦課課税方式の代わりに、広く採用されるようになった。すなわち、それは、まず昭和22年に直接国税について全面的に採用され、ついで昭和37年には関税を除く間接国税についても原則的に採用された」と述べられ、現在の申告納税制度の採用は、昭和22年からとされている(金子宏『租税法』702頁(弘文堂、第16版、平成23年))。

9) その勧告の中で「納税者の代理」について次のように述べている。

「税務官吏に対する職業的立場からする納税者の代理業務は、現在税務代理士によって取り扱

当時は、納税者の記帳能力が乏しく正しい所得金額を算出することが非常に難しかったこと、また税務代理人の多くが退職税務官吏であったことから、納税者の代理をすることは、即ち税務署と納税額についての交渉をすることであった。すなわち、当時の税務代理士の集団は、使節団が考えていた「国家試験による免許資格制度」による職業専門家集団のレベルに達していなかったのである。

シャープ使節団は「もし、単にえこひいきまたは寛大を得るために交渉するのではなくて、納税者の代理を立派につとめ、税務官吏をして法律に従って行動することを助ける積極的で見聞の広い職業群が存在すれば適正な税務行政はより容易に生まれるであろう」、また続く部分で、「適正な税務行政を行うためには、納税者が税務官吏に対抗するのに税務官吏と同じ程度の精通度をもってしようとするれば、かかる専門家の一団の援助を得ることが必要である」と述べている。

これは青色申告による申告納税制度実施後における納税者の代理人制度の必要性を示したものであり、税務代理士にかわる自由職業専門家の出現を期待したものである。

さらに、昭和25年第2次シャープ税制使節団は、再び「納税者の代理」についての勧告を行っている。使節団はこの第2次シャープ勧告で、「納税者の代理をするのに役立つ専門家には、弁護士、公認会計士、税務代理士及び計理士の四つの種類がある」¹⁰⁾と述べ、そのうち計理士制度は廃止すべきであるとしていたが、税務代理士制度については、それを発展的に継続させることを指示した。昭和26年、税理士法が議員提案として第10回国会衆議院に提案された。当該法案は若干の修正後¹¹⁾、昭和26年法律第237号として公布されるとともに、税務代理士法は廃止された。

その後、税理士会の要望と行政側の思惑の中、税理士法についての改定が5回行われた。現行法は、平成26年（平成26年法律第237号）に改定されたものである。

われている。これらの代理士は大蔵省の認可を受け、その活動ならびに手数料は同省によって監督されている。税務代理士の数は現在3,200人である。一方少数の弁護士と、そしてこれよりも多くの会計士が税務代理士の認可を受けているが、この業務の大部分は以前に税務官吏であったものによって行われている。現在純所得の客観的補足が不十分で、これに伴い税務署と納税者との交渉が重要性を増してきた結果は、主として、納税者の代理としての税務専門家 (a tax technician as the taxpayer's representative) というよりもむしろ上手な取引者 (a skilled negotiator) ができあがっている。ある場合においては、この「取引者」という語は買収 (fixing) 収賄 (bribery) およびこれに類似するものを意味する婉曲な語句である」(社団法人 神戸都市問題研究所地方行財制度資料刊行会編「シャープ使節団日本税制報告書 附録巻第4編B節附帯問題第4巻 納税者の代理」『戦後地方行政資料 別巻1 シャープ使節団日本税制報告書』287頁(勁草書房, 昭和58年))。

10) 地方行財制度資料刊行会編・前掲書72頁。

11) この法案は、弁護士法との関連において「弁護士は、所属弁護士会を経由して、国税庁に通知することにより、その国税局の管轄区域において、随時税理士業務を行うことができるという旨の修正が衆議院大蔵委員会において行われ、参議院においても衆議院送付修正案どおりに可決された(日本税理士会連合会編「新税理士法要説」19頁(税務経理協会, 3訂版, 平成2年))。この修正規定は、現在においても、税理士制度の問題点として存続している。

2 | 税理士法における「租税教育」の位置づけ

税理士法には、今回の第5次改定により、日本税理士会連合会及び税理士会の会則に租税に関する教育その他知識の普及および啓発のための活動（以下、「租税教育等」という。）に関する規定を記載しなければならないことと規定された（第49条の2第2項第10号、第49条の14第1号¹²⁾）。

日本税理士会連合会は、各税理士会が租税教育の運営を行う際の基本的な考え方を示した「租税教育基本指針」を既に制定している（平成23年4月21日、最終変更平成27年7月22日）。租税教育については、各税理士会による租税教室への税理士講師派遣が、平成15年度は全国で333回であったのが、平成25年度は約23倍の7,650回となるなど、多くの税理士会が重点施策として取り組んできた。第5次税理士法の改定で、租税教育の充実の必要性が明記され、税理士会の租税教育に対する更なる取組みが期待されている。こうした状況を踏まえ、具体的に租税教育の運営を行う各税理士会に対して、基本的・統一的な考え方を示すべく、「租税教育基本指針」が改定された¹³⁾。

具体的には、日本税理士会連合会は平成15年6月に作成した「租税教育（租税教室）導入マニュアル」以後、各税理士会の情報交換の場として「租税教育担当者会議」を平成16年より毎年実施している。

更に平成16年の高校生用テキストの発刊を皮切りに、平成17年に小学生用、平成18年に中学生用テキストを発刊し、平成19年にこれら3冊を1冊に集約された。平成24年にはこれに大学生用テキストと、「税について考える授業」の進め方等が追加された。また、本テキストのDVDには各税理士会が作成したテキスト、小学生・中学生用アニメ、やさしい税金教室や最新の実施要領等が収まっている¹⁴⁾。

2-1. 当該「指針」における「租税教育等の目的」

日本国憲法は、教育を受けさせる義務（26条2項）、勤労の義務（同法27条）、そして30条において納税の義務（国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を

12) 税理士法49条の2（税理士会の会則）には、「税理士は、税理士会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について財務大臣の認可を受けなければならない。」、同条2項に「税理士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。」、同項10号「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定」とされている。

また、同法49条の14（日本税理士会連合会の会則）には、「日本税理士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。」、同条第1号には、「第49条の2第2項第1号、第3号から第5号まで及び第10号から第12号までに掲げる事項」と規定されている。

13) 「租税教育基本方針」<http://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/cpta/business/education/150722sozeikyokushishin.pdf>：最終閲覧日平成26年8月4日。

14) 日本税理士連合会のホームページに租税教育に係る各テキストが掲載されている（<http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/education/>：最終閲覧日平成28年12月26日）。

負ふ)の三大義務を規定している¹⁵⁾。

我が国の租税制度は、この国民の納税義務を受けて租税の基本を申告納税制度に置いているが、申告納税制度とは納税義務者（以下、「納税者」という。）が自らの計算によって租税債務を確定し、自らの納税によりその債務を履行する制度である。これは租税制度における国民主権を表し、民主的な手続きであると言える。この申告納税制度を支えるものは、納税者の租税についての正しい知識と理解である。

租税教育等の目的は、租税に関する意義、役割、機能、仕組み等の租税制度を知るとともに、申告納税制度の理念や納税者の権利及び義務を理解し、社会の構成員としての正しい判断力と健全な納税者意識を持つ国民を育成することでもあり、併せて国民に対し税理士制度を正しく周知することである。効果的な租税教育等により納税に対する健全な知識が醸成されれば、民主国家の発展に大きく寄与することとなり、これは教育基本法の教育の目的である「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民を育成する」ということにも合致するものである。

2-2. 当該「指針」における「租税教育等における税理士の役割」

税理士の使命は、税理士法1条に「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定されている¹⁶⁾。また、税理士は租税に関する法令を熟知し、あるべき税制につい

15) 当該「納税の義務（憲法30条）」については、「租税教育」を実施する上で「注意」が必要である。

三木義一教授は、「日本国憲法の下では主権者は国民となり、その国民が納税者でもある。主権者である国民が、自己の財産をいくら税として拠出して、日本国の財源を補填するかは、自己の所有権の行使として、本来自由に決定できることである。～中略～国家が国民に義務を課しているかのような義務規定は、憲法上ほとんど議論するに値しない規定ということになる。」と述べている（三木義一『日本の納税者』25頁（岩波新書、平成27年））。

伊藤正己教授は、「国民の義務というとき、そのような意味の義務、すなわち前国家的義務というものは存在しないのであるから、人権規定の中に義務を定めることは、近代憲法の本質にそぐわないことになる。～中略～その規定は、国民に倫理的指示を与えたり、法律によって具体化されることを予定するといった意味をもつにすぎず、それ自身としては法的意味をほとんどもたない」と述べている（伊藤正己『憲法』408頁（弘文堂、第3版、平成19年））。

芦辺信喜教授は、「憲法が最高法規であるのは、その内容が、人間の権利・自由をあらゆる国家権力から不可侵のものとして保証する規範を中心として構成されているからである。これは、『自由の基礎法』であることが憲法の最高法規性の実質的根拠で有ること～中略～を意味する」と述べている（芦辺信喜『憲法』12頁（岩波書店、4訂版、平成19年））。

現日税連常務理事（租税教育推進部長）富村将之税理士は、「租税教育を行う上でこの納税の義務の説明（「納税の義務」が、「教育」、「勤労」の義務ともに国民の義務として憲法に記載されていること）が独り歩きしないように気をつける必要がある」と述べている（税務弘報64巻4号85頁：（ ）は筆者挿入）。

16) 「税理士法上の業務として、法令に適合した適切な申告をなすべきことは当然であるが、法令

て国に対し建議ができる専門的能力を有しており（税理士法49条の11、49条の15）、一方で日常的に広く納税者に接し、納税者の良き理解者でもある（税理士法2条）。

したがって、税理士は、租税教育等のテーマである「税とは何か」、「なぜ税金を納めなければならないのか」、「税がどのように使われているか」など、独立した公正な立場で税の役割について指導すべき適任者であると言える¹⁷⁾。

つまり、税理士は、教育関係者、行政機関などに租税教育等の充実を求め、啓発に努める社会公共的使命を担っていると言っても過言ではなく、また税理士自身が社会貢献の一環として租税教育等に積極的に取り組むことの意義を十分自覚しなければならぬ。このことは、無償独占という権利を賦与されていることに対する税理士の義務と考えることもできる¹⁸⁾。

租税教育等を通じて申告納税制度の維持発展に寄与することにより、広く社会に向けて国民の信頼に応え、納税者の期待に応えることができれば、申告納税制度と不可分の関係にある税理士制度の発展にもつながるものである。

2-3. 当該「指針」における「租税教育等の対象」

税理士が行う租税教育等の対象は、①学校教育法における児童、生徒及び学生（小学校、中学校に偏ることなく、社会に出る直前の高等学校、大学等の生徒、学生も対象としバランスのとれた租税教育体系の構築に努める。また、特別支援学校に対して手話や点字により行われる租税教育等にも積極的に取り組む）、②小学校、中学校、高等学校の教員又は教員になろうとしている者（効果的かつ効率的な租税教育等を進めるには、児童、生徒及び学生に授業として直接教える立場にある教員等が、より一層税に関する知識を持つことが有効である。教員研修や教員養成大学等での教員養成

の許容する範囲内で依頼者の利益を図る義務があるというべきである」（東京高裁平成7年6月19日判決（判時1540号48頁））。同種の判示として、東京地裁平成7年11月27日判決（判時1575号71頁）など。

17) 税理士は、「行政に属さず、民間人であって、その上税に関する基礎知識を備える者である」（柄澤光孝「税理士の行う租税教育のひとつの方向性」論叢5巻（関東信越税理士会長野支部、平成23年2月））。

18) 税理士法基本通達2-1は、「税理士法（以下「法」という。）第2条に規定する『税理士業務』とは、同条第1項各号に掲げる事務（電子情報処理組織を使用して行う事務を含む。）を行うことを業とする場合の当該事務をいうものとする。この場合において、『業とする』とは、当該事務を反復継続して行い、又は反復継続して行う意思をもって行うことをいい、必ずしも有償であることを要しないものとし、国税又は地方税に関する行政事務に従事する者がその行政事務を遂行するために必要な限度において当該事務を行う場合には、これに該当しないものとする」とされている。

しかし、このいわゆる「無償独占」については、「税理士法第52条は税理士業務を有償で行ってはならないものか、それとも無償でも行ってはならないものかを限定していないから、業というものの性格から考えて、当然に、有償で行ってはならない、と理解すべきである」との見解も存在する（新井隆一「税理士法第2条第1項第3号（税務相談）の意義」税研34/35号19頁（日本税務研究センター、平成3年1月））。

の課程等で税理士を講師とする租税の科目を設けるなどにより、教員自らが税に対する知識を深め教育を行えるよう税理士会が支援する)、③社会人(一般社会人については、その多くが給与所得者であり自らの所得税も年末調整で完了してしまう等、租税に対する関心や納税者としての自覚を持ちにくい状況にある。租税制度が複雑化し、種々の情報が横溢する状況下で、学校教育以外の分野においても租税教育等の重要性、必要性が一段と増している。社会人教育について「生涯教育」或いは「生涯学習」という概念が普及している。生活との関連における学習、生活の中の教育機能の重視という観点から、税理士の専門知識を活用した社会人全般を対象とする広い分野での租税教育等にも取り組む)である¹⁹⁾。

3 | 大学における「租税教室」

第5次税理士法改定後、小学校、中学校、高等学校での「租税教室」開催は順調に増加している。しかし、大学での開催実績は非常に少ない。平成27年度「租税教室」実施状況は、小学校5,438、中学校2,956、高等学校1,238、専門学校等252、大学等75、社会人等117である²⁰⁾。

数少ない大学での「租税教室」実施例としては、中国税理士会が広島修道大学で平成24年9月から後期授業として「法律基礎B(現代社会と税)」、安田女子大学で平成26年9月から後期授業として「現代社会と人間A(社会を支えるもの～人と税)」を毎年継続開講している²¹⁾。また、千葉税理士会が、千葉大学において平成27年1月28日(受講者28人)、淑徳大学において平成26年10月17日(受講者90人)、麗澤大学において平成26年11月11日(受講者100人)²²⁾等が、各税理士会のホームページにて紹介されている。

その他の大学における「租税教室」は、具体的実績が各税理士会のホームページ上に公表されていないが、その内容の多くは千葉税理士会における実施例のように通常1コマ(90分)で行われていることが多い。そのため、当該講義で使用されるテキスト(レジュメ)は、日本税理士会連合会が作成した「〇〇年租税教育講義用テキスト」が使用されることが多い²³⁾。

この度、本学で実施した「租税教室」は、平成28年4月から前期授業「現代マネ

19) 近畿税理士会平成27年度における「租税教室」実績数は、小学校738校、中学校412校、高等学校161校、大学8校、大学院1校、専門学校15校、専修学校8校、その他17校で合計1,360校に及ぶ(<http://www.kinzei.or.jp/bulletin/education.html> : 最終閲覧日平成28年8月5日)。

20) 日本税理士会連合会 租税教育推進部『2016租税教育講義用テキスト』8頁(日本税理士会連合会、平成28年)。

21) <http://www.chuzei.or.jp/education/> : 最終閲覧日平成28年8月5日。

22) http://www.chibazei.or.jp/contribution/pdf/26_sozeikyouiku.pdf : 最終閲覧日平成28年8月5日。

23) 租税教育推進部『テキスト』前掲(注20)。このテキストを概観したものとして、大泉寛「大学における『租税教室』の方向性」高崎商科大学紀要29号215頁(平成26年)が有る。

ジメント研究B」として、全15コマ（各回90分）で開講され、今後、毎年継続開講が予定されている。したがって、授業で使用するテキストは、名古屋税理士会による「創作テキスト」が使用された。

3-1. アンケート①

「租税教室」1回目授業開始時に「アンケート形式」によりいくつかの質問を行った。その結果の概要は次の通りである。

(1) この授業を受講した理由について。

①講義の内容（シラバスによる確認）により受講—55%、②他に受講得る科目がなかった—29%、③税理士が講師をするから—6%、④その他（無回答を含む）—10%。

多くの学生は「シラバス」の内容を確認して受講科目を選択していることがわかる。今回「租税教室」で実施された「講義内容」については、次節で概観するがその内容は充実している。税法についての知識が乏しい学生に対しては、講義内容を「身近なこと」に関連づけることが重要である。

(2) 税理士という職業を知っていたか。

①以前から知っていた—60%、②今回初めて知った—32%、③無回答—8%。

学生に対する「税理士」の認知度は過半数を占める。この数値は他大学に比較して高い数値だと思う。これは、本学において一昨年から「税理士職業セミナー」を実施していることに起因すると考える²⁴⁾。しかし、私の知る限りではあるが、多数の大学で「税理士制度認知に関する調査」が実施されてないため、この数値を正確に評価することはできない²⁵⁾。

(3) 税理士が「租税教室」する場合、どの年齢層で行うべきか。

①小学生—0%、②中学生—0%、③高校生—26%、④大学生—38%、⑤小学生から大学生まで全範囲—20%、⑥その他（無回答を含む）—16%

24) 平成26年度から、名古屋青年税理士連盟のご協力を得て、継続的に10月中旬に「税理士職業セミナー」を実施している。女性を含めた若手税理士数名が、自己の受験動機、受験勉強、税理士実務等についてパワーポイント等で説明し、その後、質疑応答を行う方式で実施されている。

25) 日本税理士会連合会では、平成7年度から、大学における租税法に関する教育・研究活動を助成するため、大学のご協力・ご理解を得て、寄附講座を開講している。寄附講座は、通常3年間その大学において継続開講（15コマ：2単位相当）される。この寄附講座は、大学生に対する税理士制度の広報を1つの目的としている。また、平成25年度からは、将来の租税教育を担う教員の養成を目的として、教員養成大学・学部において寄附講座を開講している（<http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/education/donation/>：最終閲覧日平成28年8月8日）。

「租税教室」を開催する対象年齢については、まだ、受講前なので「イメージによる回答」となっている。

(4) あなたは税理士になってみよう（興味があるを含む）と思いますか。

①はい—17%、②いいえ—34%、③無回答—49%

税理士という職業に対する考え方も、受講前のため「イメージによる回答」である。

3-2. 講義内容の概説

当該テキスト「テキスト」²⁶⁾の構成は、①日本に生まれて一生を終えるまでに会合う様々な税金について学ぶ、②申告納税制度と税理士制度の関連性を知る、③日本の税制を知ることにより、日本の全体像を確認する、④日本の財政と将来を考える、⑤民主主義における権利と義務について学ぶことである。

そこで「梶山理子」というキャラクターが登場する。彼女の生涯を通じて、登壇する各税理士が時系列に即して上記各項目を学生に講義していく。つまり、今回の「租税教室」の特徴は、「学生が接するであろう日常生活」に即して、その時々における税法（税制度）を勉強していく点にある。

1 回目講義 日本における税収入と国家予算を勉強。今回の授業で学生は、日本の税金と財政状況を知ることになる。

租税は、現代の国家において種々の機能を果たしているが、その本来の機能は、公共サービスを提供するために必要な資金を調達することにある。

租税法の意義については、「国家が、特別の給付に対する反対給付としてではなく、公共サービスを提供するための資金を調達する目的で、法律の定めに基づいて私人に課する金銭給付である」²⁷⁾とか「国又は地方公共団体が、収入を得ることを目的にして、法令に基づく一方的義務として課す、無償の金銭的給付である」²⁸⁾等と定義される。

国民は「納税すること」には関心を持つが、その「使途」に対して無関心な場合が多い。日本の財政状況を踏まえて、税金の使途についても関心を持つことが重要である²⁹⁾。

学生へのレポート課題は、「日本の借金財政、どのようにすればよい

26) 名古屋税理士会の作成。

27) 金子宏『租税法』8頁（弘文堂、第20版、平成27年）。

28) 清永敬次『税法』3頁（ミネルヴァ書房、新装版、平成26年）。

29) 各回講義の内容は、実際に行われた授業内容に加えて、筆者の考えた論点を記載している。

のか。貴方なりの解決方法は？」である³⁰⁾。

2 回目講義 今回の内容は、税金の歴史である。弥生時代から明治時代へ、そして、現行の税制度までが紹介された。

税の現状では、「租税法律主義」（憲法84条）や「応能負担原則」（憲法14条）にも触れられている。

この回で重要な点の1つは、現行憲法30条の「納税義務」について、問題提起をすることにある。日本国憲法の下では主権者は国民となり、その国民が納税者でもある。主権者である国民が、自己の財産をいくらか税として抛出して、日本国の財源を補填するかは、自己の所有権の行使として、本来自由に決定できることである。したがって、憲法上、このような「納税義務」を定めることは、近代憲法の本質にそぐわない。すなわち、当該規定はそれ自身としては法的意味をほとんどもたない。したがって、「勤労・教育・納税は憲法上、国民の三大義務である」等、単純に学生に説明すべきではない³¹⁾。今回の授業で学生が学習すべき点は、「国民が納税をする意義」および「納税された税金の用途について関心を持つ必要性」である。

学生へのレポート課題は、「税金を公平に集めるには？」、「公平とは何か？」、「税金を公平に使うとは？」である。

3 回目講義 税金の歴史(2)である。今回は、現行税制度を中心に民主主義を踏まえて現行税法全般についての講義が行われた。

税法の基本原則、①租税法律主義、②租税公平主義（応能負担原則）、③自主財政主義について詳細な解説が行われた。租税概念、税の非対価性等についても言及されている。これらの「原則」を学生に理解してもらうことは、今後の展開にとって非常に重要である。

税理士が行う「租税教室」は、当該税理士等の実務経験に基づく内容が中心となる。その中で今回は、租税に関する原理原則が出てくる。その点において今回の授業内容は、特殊ではあるが非常に重要な内容である。

学生へのレポート課題は、「租税法における原則について、その実現施策はどのようなものがあるか？」である。

4 回目講義 子供が生まれる。いよいよ「梶山理子」が登場する。

30) レポートの課題は推定課題を含む。

31) (注15) 参照。

まず、子供の出産に伴う財政支出を確認している。その後、給与所得の金額について説明が行われ、今回の中心的課題である「所得控除（扶養控除）」についての解説が行われた。そのために必要な、所得税における「超過累進制度」についても説明が行われている。

応能負担原則が具体的に反映された制度としては、「所得控除」および「超過累進税率」があげられる。昨今、「所得控除」の1つである「配偶者控除」が国会で議論されている。学生が今回のようなテーマを学習することで、日常の税に関する出来事に関心を持つようになることが重要である。

また、今回の授業の特徴は、具体的な数値に基づき授業をすることで学生の理解度を深めたことである。

学生へのレポート課題は、「子育ての支援として、一番必要な施策は？ その理由は？ 例えば、①保育施設の充実、②支援金の給付、③税金の優遇」である。

5回目講義 理子が初めてのお使いをする。今回は、そのお使いを通して「消費税」を学ぶ。消費税の税法上の構造、日本財政における直間比率、消費税と地方消費税の違い、国内取引に関する消費税の違い（非課税取引や免税取引等）、さらには、実際の数値を使った消費税額の計算についても解説が行われた。

消費税における問題点、低所得者に対する消費税の逆進性についても言及され、その解決法としての「軽減税率の導入」等についても言及があった。

消費税法は、多くの問題点を有している。その本質的問題の1つが、「逆進性」の問題である。学生が今まで学習してきた「応能負担」が税法の大原則である。にもかかわらず、消費税は、「高額所得者低負担率」、「低所得者高負担率」となっている。これが、いわゆる「逆進性」である。消費税率が上昇するにつれて、当該問題はより深刻な事態を招く。その解決策として、「軽減税率の導入」や「給付付き税額控除の採用」が検討されている。それ以外に、消費税法が持つ制度的問題点としては、「免税業者の問題」、「簡易課税の問題」があり、この問題に係る「益税問題」がある。さらには、「ゼロ税率（輸出免税）問題」、「仕入れ税額控除」に係る「帳簿方式」の問題等がある。学生は、消費税法が包含する多くの問題を認識すべきである。

学生へのレポート課題は、「消費税における低所得者対策としては、軽減税率の導入は有効か？」である。

6 回目講義 高校を卒業した理子がアルバイトを始める。今回は、給与所得（アルバイト収入）に対する課税制度が中心である。その際、重要な源泉徴収制度（年末調整を含む）が、申告納税制度（国税通則法16条）を踏まえて解説された。

学生としては、身近なアルバイトに係る税金の話が中心であるため非常に興味深く学習した。日本では個人所得税の85%程が給与所得に起因する税収入である³²⁾。所得税の税額確定方式は、申告納税方式を原則としているにもかかわらず、源泉徴収制度の導入により個人所得者の多くが、実質的に「申告納税」をしていないという点は問題である³³⁾。これらの問題点を、学生がどのように捉えるのが重要である。

学生へのレポート課題は、「給与所得者に対する課税の特徴にはどのようなものが有りますか？」である。

7 回目講義 理子は成人式を迎え、高価な着物を親から貰い受ける。この生活事例をきっかけとして、相続税法（相続税、贈与税）の基礎を学ぶ。

相続税法の構造、すなわち、日本は遺産取得課税方式を採用していること、その関連を踏まえた贈与税と相続税の関係を学んだ。受講生が女性であること、年齢的に事例と合致していること、具体的数値により説明されたこと等で、学生は非常に興味深く受講した。

贈与税は相続税を補完するものである。日本が採用している遺産取得課税方式に関連して、贈与税の納税義務者が当該財産の受贈者であることの理解が必要である。

学生へのレポート課題は、「日本の相続課税方式は、どのような特徴を有しているか？」である。

8 回目講義 理子は1人暮らしを始める。今回は、5回目で学習した消費税をさらに詳しく学習する。消費税の改善方法、「軽減税率の適用」について、前回よりさらに詳しく学習した。併せて、消費税UPについても言及、学生への消費税に対して関心を持つことを促した。

第5回の講義でも触れたが、消費税は多くの問題点を有している。その解決策としてどのような施策が有効かを学習する必要がある。

学生へのレポート課題は、「消費税法における問題点、逆進性の問題、益税問題、帳簿方式の問題等、その解決策としてはどのような施策が考えられるか？」である。

32) 労働者人口割合については、「政府統計の総合窓口」参照 (http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001088811 : 最終閲覧日平成26年12月25日)。

33) 前掲(注15) 三木『日本の納税者』3頁等。

9回目講義 理子が大学を卒業し会社勤めを始める。今回は、企業に対する税金、法人税について、その概略を学習する。法人が負担する税金の種類、個人課税と法人課税の違いについて学んだ。具体的事例としては、学校法人椋山女学園を例に公益法人課税等についても学習した。法人税の国際的比較についても言及された。

法人はその内容等により5つに分類される。一般的な法人は、いわゆる「株式会社」に代表される「普通法人」である。今回学生は、その類型の1つである「公益法人等」につて、椋山女学園を例に取り上げ学習した。「公益法人等」に対する法人税課税は「原則非課税」とされている。昨今、この「公益法人等」に対する課税問題が議論されている。学生が、身近な事例で最近の論点を学習することは重要である。その意味では、最近の「パナマ文書問題」に関連づけて、学生が外国法人を利用した「国際的租税回避問題」を学習することも重要である。ここでは、法人税法の入り口を学ぶことになる。

学生へのレポート課題は、「個人事業主と法人との課税方法の違いには、どのような特徴が有るか？」である。

10回目講義 理子が会社を辞めて税理士になる。今回は、名古屋税理士会会長による講義である。学生は、税理士制度全般について学習した。今回の講義は、学生に税理士という職業を認識させる上で重要である。

税理士法1条は「税理士の使命」を次のように規定している。「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」(1条)。

また、同法は「税理士の業務」については次のように規定している。「税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、1. 税務代理、2. 税務書類の作成、3. 税務相談を業とする」(2条1項)。さらに、「税理士は、前項に規定する業務のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない」(同条2項)。

税理士法第4次改定で税理士業務に「税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とと

もに出頭し、陳述をすることができる」(同2条の2)が付加された³⁴⁾。

学生へのレポート課題は、「税理士はどのような仕事をする人ですか？また、税理士制度は、現代社会においてどのような意義がありますか？」である。

11回目講義 理子が彼氏からプロポーズされる。これを切っ掛けに理子は、婚姻に係る税制度の学習をする。結婚に係る贈与税の問題、扶養義務者からの資金援助等に係る税制度の問題。また、婚姻に伴う所得控除、配偶者控除、配偶者特別控除の問題、パートに係る103万円の壁。それに関連して、事実婚と法律婚に係る税制上の違いを学んだ。

所得税法における「配偶者控除」は事実婚に対しては適用されない。これに対して、社会保険では事実婚が法律婚と同様に扱われている。これらの問題点について、学生が考えてみるのが重要である。

学生へのレポート課題は、「①共働きを考える、②パートを考える、③専業主婦を考える、④事実婚を選ぶ、⑤仕事一筋のキャリアを選ぶ、等についてどのように考えますか？」である。

12回目講義 理子は結婚、その後、夫が会社を設立した。9回目講義で法人税の概要を学んだが、今回は経営者側から見た法人税法を学習する。法人税法に係る会計学の重要性を学んだ。併せて、社長学、経営理論についても言及された。学生が、将来事業を立ち上げる際に必要な講義内容であった。

9回目の講義に続いて法人税法を学習する。今回は、法人税法における所得金額の計算構造を学習する。法人税の計算構造は、企業会計の処理を基礎として構築されている。この二重構造についての理解が必要となる。

学生へのレポート課題は、「法人税法と企業会計の関係を踏まえて、『一般に公正妥当な会計処理』とはどのような内容を指しますか？」である。

13回目講義 理子は10回講義で税理士資格を取得後、税理士事務所を開業した。その後、当該税理士事務所は順調に推した。今回は、前回に続き法人税についての詳細な検討と国際的租税回避をも含めての授業が行われた。さらに、理子の税理士事務所について、消費税の学習をする。前回の消費税学習は、消費税を負担する消費者側の問題を主に検討した。

34) 税理士法の条文は概略である。

今回は、消費税の納税義務者側、すなわち、事業者側に係る消費税の授業が行われた。

消費税の納税義務者は事業主である。当該事業主の事務量は、消費税導入前と比較してかなり（約30%といわれている）増加している。その意味を含めて、学生は消費税の複雑さを学習すべきである。

学生へのレポート課題は、「消費税法における中小企業への対策にはどのようなものがありますか。また、その施策における問題点は何ですか？」である。

14回目講義 今回は、理子の税理士事務所（事業所得）と夫の法人からの所得（給与所得）との税制度の違いを学習する。

所得税は、その発生源泉等のより10種類の所得の金額に区分される。また、それぞれに区分された所得は、各所得の税負担能力により（応能負担原則）その所得の金額の計算方法が異なる。夫の所得（給与所得）については、「給与所得控除額」について学習した。この点は、学生のバイト収入（給与所得）に関連する事柄であり、受講生は興味深く学習できたと思う。併せて、「源泉徴収制度」と「年末調整」を再度学習した。

給与所得者には重税感があるといわれる。果たして、給与所得者は税法において不利益を被っているのであろうか。業種別・税負担割合については、「ク・ロ・ヨン（9・6・4）」と表されることがある。これは課税庁の業種別所得把握割合を示している。給与所得者に係る所得把握率が9割、事業所得者等との同割合が6割ないし4割であることを示している。このことが、給与所得者に重税感を与えていることは確かである。しかし、給与所得者には、「給与所得控除額」の規定があることを留意すべきである。これらの点を含めて、学生は給与所得者の実態を考えてみる必要がある³⁵⁾。

学生へのレポート課題は、「事業所得者と給与所得者とは、どちらが税法的に優遇されていると考えますか。また、その根拠は、どのような制度に依拠しますか？」である。

15回目講義 今回は、残念ながら理子の夫が死亡する。この前提のもと、①相続財産を取得する権利があるのは誰か、②相続財産を取得した場合の課税関係は？、③残された理子に対する国家の対応は？、について講義が進められた。

35) 立岡健二郎「事業所得の捕捉率を推計する—給与所得と事業所得の間の補足率は残存—」
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrreview/pdf/8813.pdf>：最終閲覧日平成26年12月25日
 他参照。

今回も具体的数値より相続税に関する詳細な授業が行われた。

実務的では相続財産の評価は、「財産評価基本通達」により行われる。しかし、租税法律主義が原則である税法において、法源性がない通達により相続財産評価が決められている実態には問題がある。これら理論上の問題と実務上の取り扱いの相違について学習することは重要である。

学生へのレポート課題は、「相続税の課税対象にはどのようなものがありますか。また、日本における財産評価に関して問題はありますか？」である。

上記の通り、今回の15回講義は、概ね①子供（理子）が生まれたことによる家族に係る税の影響（所得税）、②理子は小学生。小学生でも税金に関係があるのか？（消費税）、③理子が初めての給料を取得する。そのときの課税関係は？（所得税：給与所得）、④理子は結婚した。家族に対する税制度は？（所得税、贈与税）、⑤理子夫婦はマイホームを取得。その時における税制度は？（所得税）、⑥理子の夫が会社を設立。法人税の概略は？（法人税法）、⑦理子が税理士を目指す。税理士制度とは？（税理士制度）、⑧理子が税理士として独立開業。夫の給与所得と理子の事業所得の違いは？（所得税）、⑨理子の税理士事務所が繁栄。その時の消費税は？（消費税）、⑩理子の夫が死亡。その時の相続税は？（相続税）等であり、理子の人生に沿って税法全般にわたりまんべんなく授業が行われた。

4 「租税教室」今後の課題

当該授業の最終講義において、次の点についてアンケートを実施した。その結果の概要は、次の通りである。

(1) 講義の内容について「良かった」とするもの 84%。

講義内容は、学生の身近な出来事に関連して進められた。その結果、学生が持つ「難解な税法へのアレルギー」を少しでも和らげることができたと考える。

(2) 税理士が講師をすることについて「良かった」とするもの 92%。

講義は、パワーポイントを使用するケースが多かった。学生の意見の中には、「通常の教員よりパワーポイントの使用方法が上手かった」や「実務を踏まえた講義のため理解しやすかった」、「授業のテンポが適切であった」、「授業が工夫されていた」、「テキストが良かった」、「オムニバス形式が新鮮であった」等、実務家が行う授業は、おおむね高評価であった。

(3) 興味を持ったテーマについては、①相続税関係32%、②所得税関係（特に給与所

得) 26%, ③税理士業務関係 6%, ④消費税関係 6%, ⑤法人税関係 4%, ⑥その他 26%。

当然であるが、学生の身近な事例に関係する内容に興味がある。相続税関係が高い数値を示しているのは、扱われる「金額が多額」であることにも起因していると思われる。所得税に関しては、アルバイト収入に対する税金問題を含むため、高い数値がでたものとする。6%であるが、税理士業務に興味を持った学生がいることは特筆すべきである。

(4) 税理士が、大学生にむけて「租税教室」を実施することについては、今後とも継続（発展を含む）すべきとする回答が90%。

(5) 税理士は、小学校、中学校、高校でも「租税教室」を実施しています。みなさん方の小学生時代等を思い出して、「租税教室」が有った方が良いと思いますかについては、①小学生においても実施すべき27%、②中学生において実施すべき54%、③高校生において実施すべき81%。

「租税教室」の実施対象については、低年齢層よりも高年齢層に対して実施すべきとの意見が多い。学生は、自分たちが受講した「内容」を前提として考えている。そのため「租税教室は、小学校、中学校では理解できないのでは」と考えたのであろう。実際の「租税教室」は、各年齢に適した内容が工夫されている³⁶⁾。したがって、当該結果は、必ずしも適切な結果であるとは言えない。しかし、多くの学生が「社会に出るにあたって当該『租税教室』のような授業を受講したい」と述べていることを踏まえると、「租税教室」は、高校、大学においてより充実されるべきとも言える。

(6) あなたは、「税理士になってみよう（興味があるを含む）かな」と思いますかについては、①なりたい、もしくは興味がある32%、②なろうとは考えない33%、③無回答35%。

税理士という職業に興味を持ってくれる学生が30%を超えている点は特筆すべきである。これは、学生が税理士業務を身近なものとして捉えてくれた結果である。また、当該結果は、「税理士さんが、自分たちにたいして良い授業をしてくれた」というアンケートの記述からも推測できる。

以上のアンケート結果を踏まえると、大学での税理士による「租税教室」は有意義

36) 例えば、国税庁「税の学習コーナ」等参照 (<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/gakushu/index.htm> : 最終閲覧日2016年12月22日)。

なお、平成28年11月4日第43回日税連公開研究討論会（於：ANA クラウンプラザホテル）が開かれ、九州北部税理士会が、「税理士が行う租税教育等の異議と課題」を報告している（主に、中・高校生対象）。

であったと言える。日常の税理士業務に基づく「税」の話は、学生の興味を引き、「税」に関する理解を深める。ただし、税理士は、「租税を教育する」立場ではないことに留意すべきである。あくまでも職業を通して「生きた税」を児童、生徒および学生に伝えることに意義がある。「教育」に関することは、教員に任せるべきではなからうか。その意味では、税理士が現職の小・中・高校の先生方および将来教員を目指す学生に、「税の実態」等を講義することが重要である³⁷⁾。

また、大学で実施する場合には考慮すべき点が存在する。大学には小・中・高等学校と異なり、学部（経済、経営、法学部等）のカリキュラムに「租税法」の授業が存在していることが少なくない。その場合、当該「租税法」と「租税教室」の棲み分けが必要となる。教員による「租税法」は、税法に係る原理原則に重点を置くべきである。もちろん、当該原理原則を説明する際、事例を用いることは、学生の税法に対する理解に有効である³⁸⁾。それに対して税理士が行う「租税教室」では、当該税理士の経験に基づく授業展開が不可欠である。現状において、税法がどのような場面で、どのように適用され、その結果、当該納税者にどのような課税関係が生じたかを学生に伝えることである。いわゆる「生の税法」を学生に伝えることである。特に、税理士は、納税者が有する「納税に係る権利救済手続」を学生に伝えるべきである。

加えて、大学における当該授業は、学生へのキャリア教育の一環としても重要である。受講した学生が、税理士を将来の職業選択肢の1つとして考える可能性がある³⁹⁾。さらには、税法に関連する職業、例えば国税専門官⁴⁰⁾や財務専門官⁴¹⁾の公務員への就活も考えられる。

末筆ながら、このような授業を企画していただいた名古屋税理士会の先生方にお礼を申し上げますと共に、今後当該企画が長く続くことを念願する。

37) 日税連は、平成25年度からは、将来の租税教育を担う教員の養成を目的として、教員養成大学・学部において「寄附講座」を開設している（<http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/education/donation/>（最終閲覧日平成28年12月25日））。

38) 例えば、テキストとして、三木義一『よくわかる税法入門』（平成28年、10版、有斐閣）他。

39) <http://www.nichizeiren.or.jp/>（最終閲覧日平成28年12月25日）。

40) <https://www.nta.go.jp/soshiki/saiyo/saiyo02/02.htm>（最終閲覧日平成28年12月25日）。

41) http://www.mof.go.jp/about_mof/recruit/zaimu/zaimusenmonkan/（最終閲覧日平成28年12月25日）。

---【著者略歴】---

浪花 健三 (なにわ けんぞう)

1948年 京都府生まれ

所 属・現 職 椋山女学園大学現代マネジメント学部現代マネジメント学科・教授

最終学歴・学位 立命館大学法学研究科博士後期課程単位取得後退学

所 属 学 会 日本税法学会，税務会計研究学会，日本租税理論学会

主 要 業 績 「税理士法の課題～『税理士法改正に関する意見(案)』を踏まえて～」

税法学566号（創立60周年記念号）（2011年）

「税理士法18条（登録）の意義～Aは何故税理士業務ができたのか～」

立命館法学350号（2013年）

「租税回避と税理士～税理士法の視点から～」『租税回避研究の展開

と課題』（ミネルヴァ書房，2015年）